

免 許	受胎調節実地指導員		富山県収入証紙は、富山市保健所館内で購入できます。	
窓 口	住所地の保健所・富山県各厚生センター		各種申請書書類は、保健所窓口にあります。	
手 続 き	受胎調節実地指導員指定申請 （受胎調節実地指導員標識交付申請）	（本籍又は氏名を変更した場合） 受胎調節実地指導員 指定証訂正申請	（損傷又は亡失した場合） 受胎調節実地指導員 指定証（標識）再交付申請	受胎調節実地指導員 指定取消申請
必 要 な 書 類 等	1. 受胎調節実地指導員指定申請書 2. 助産師、保健師又は看護師免許証（原本）* 3. 認定講習を終了したことを証する書面（原本）* 4. 手数料4,000円（富山県収入証紙） 5. 標識交付申請する場合は、 （受胎調節実地指導員標識交付申請書及び手数料3,100円（富山県収入証紙））	1. 受胎調節実地指導員指定証訂正申請書 2. 遅延理由書（変更から30日を過ぎた場合） 3. 戸籍抄（謄）本（発行日より6ヶ月以内のもの） 4. 受胎調節実地指導員指定証（原本） 5. 手数料2,400円（富山県収入証紙）	1. 受胎調節実地指導員指定証（標識）再交付申請書 2. 損傷した指定証（標識）又は写し（ある場合） 3. 遅延理由書（損傷（亡失）してから30日を過ぎた場合） 4. 指定証は手数料2,800円（富山県収入証紙） 5. （標識）は手数料2,500円（富山県収入証紙）	1. 受胎調節実地指導員指定取消申請書 2. 受胎調節実地指導員指定証（原本） 3. 標識交付を受けた場合は、標識（原本）
		他都道府県から富山県に住所を変更した場合のみ受胎調節実地指導員住所変更届	6. 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券等）	受胎調節実地指導員 死亡（失そう）届*
備 考	・ 2. 及び 3. の各原本は原本証明作成後お返しします。	1. 受胎調節実地指導員住所変更届 2. 受胎調節実地指導員指定証（原本）確認後、お返しします。 3. 遅延理由書（住民票移動日から10日を過ぎた場合） 4. 住民票の写し（発行日より6ヶ月以内）	・ 本人確認書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）を持参してください。 ・ 亡失した指定証（標識）を発見した場合は、発見後5日以内に発見したものを返納してください。	1. 受胎調節実地指導員死亡（失そう）届 2. 受胎調節実地指導員指定証（原本） 3. 標識交付を受けた場合は、標識（原本） *申請者は戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者